

お客様各位

シティグループ証券株式会社

顧客資産の分別管理に関するお知らせ

弊社におけるお客様の資産の取扱いについては以下のとおりとなっておりますことをお知らせいたします。

お客様からお預かりする資産（金銭及び有価証券）は、弊社の資産と分別して安全に管理することが金融商品取引法第43条の2第1項及び第2項並びに関連法令・規則により義務付けられております。

これにより、お客様からお預かりしている資産は、弊社の資産と分別して管理されており、万一弊社が破綻した際にも、お客様よりお預かりしている金銭及び有価証券は確実にお客様へ返還されます。

なお、有価証券店頭デリバティブ取引、外国市場証券先物取引及び選択権付債券売買取引等法令等に基づき指定されるもの並びに信用取引・オプション取引に係る本担保証券・現金及びその評価益については分別管理の対象とはなっておりません。顧客資産の分別管理につきましては、証券業を営む弊社にとって非常に重要な制度であると認識しており、今後も厳格に実施していく所存であります。

以上